



朝晩すっかり冷えるようになってきました。秋めいてを乗り越して冬が来てしまったかのような冷たさです。うっかり半そでで寝てしまって朝の寒さで目が覚めるという、目覚ましいらぬ日々です。早いもので今年もあと 3 ヶ月で終わりです。今年はインフルエンザの流行が早いとのことですので、うがい手洗いをしっかりとるようにしましょう。



1. ハラスメント

2. ハラスメント

●求職者等セクハラ対策、義務化！

～求職者、教育実習生等対象。R8.10 から開始。～

→求職者等に対する**セクシュアルハラスメント**（以下、就活等セハラ）への対策が**義務化**されました（**令和 8 年 6 月号参照**）。再度、事業主の義務を確認してみましょう。

<就活等セハラ防止対策>

①事業主の方針等の明確化、周知・啓発

- 求職者等へセハラをしてはならないという方針を明確化・セハラを行った者へ厳正に対処するという方針と対処の内容を明確化し、従業員へ周知・啓発。
- 求職活動等に関するルールを明確化**し、従業員・**求職者等**へ周知・啓発。

②相談体制の整備

- 相談窓口を定め**求職者等**へ周知。相談窓口担当者が適切に対応できるようにする。

③事後の迅速で適切な対応

- 事実関係を迅速・正確に確認。被害者へ配慮。**行為者へ適正に対処**。再発防止措置を行う。

⑤その他あわせて講ずべき措置

- 相談者等のプライバシー保護を従業員・**求職者等**へ周知。不利益取扱がない旨従業員へ周知。

→従業員のみならず、**求職者等**への周知も含まれています。

●カスハラ対策、義務化！

～電話や SNS も対象。同じく R8.10 から開始。～

→**カスタマーハラスメント**（以下、カハラ）への対策も**義務化**です。

<カスハラ防止対策>

①事業主の方針等の明確化、周知・啓発

- カハラに**毅然とした態度**で対応し、**従業員を保護**する方針を明確化し従業員へ周知・啓発。カハラの内容・**対処の内容**を従業員へ周知。

②相談体制の整備

- 相談窓口を定め従業員へ周知。相談窓口担当者が適切に対応できるようにする。

③事後の迅速で適切な対応

- 事実関係を迅速・正確に確認。被害者へ適正に配慮。再発防止措置を行う。

④対応の実効性を確保するために必要なカハラ抑止の措置

- 特に**悪質なカハラ**への**対処方針**を定め従業員へ周知し、**対処を実施できる体制**を整備。

⑤その他あわせて講ずべき措置

- 相談者等のプライバシー保護・不利益取扱がない旨従業員へ周知。

→**「顧客等の言動」「業務の性質その他の事情等に照らし社会通念上許容される範囲を超える」「従業員の就業環境が害される」**この 3 点を満たすものが、職場のカスハラになります。

今月のトピックス



●パートタイム・有期労働者の労働条件通知書、追記！～R8.10 から～

入社・更新時のパートタイム・有期労働者の労働条件通知書に、「待遇の相違の内容・理由等について説明を求めることができる」旨の**文言の追加**が必要になります（**令和 8 年 6 月号参照**）。

●労災保険、暫定任意適用事業廃止～R13.4 から～

常用雇用 5 人未満等の小規模な**個人経営の農林水産業**についても、**労災保険**の適用事業になることになりました（**令和 8 年 2 月号参照**）。労働保険の成立届の提出が必要になります。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦 2-15-19

アゼット錦ビル 5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

